

登所の際には、下記の登所届の提出をお願いいたします。

(なお、登所のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

玉城町立保育所

登所届 (保護者記入)			
様			
		児童名	男 女
病名		と診断され、	年 月 日
医療機関名「		」において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登所いたします。	
		年 月 日	
		保護者氏名	印

保護者の方へお願い

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

児童がよくかかる下記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登所届の記入、提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が登所届を記入することが考えられる感染症

病 名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治り、普通の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと 手洗いを励行すること